

るといふような事業をやりますので、民間団体として発足したわけでありますが、実は一つには財政的にやはり基礎が固まりにくい。といいますのは、非常に特定の業界の利益にそういうものが合致するというような性格でございませんので、すなわち前に法律案の趣旨説明のときに御説明してありますように、国民生活向上のための基礎的な調査資料を提供しよう、そしてこれを政府の消費者行政の基礎的な材料にしようということが一つと、それから一般の国民生活といいますか、消費者にとってもやはり合理的な消費生活をやる上の一つの参考にもなる。同時に、御承知のように最近は個人の消費指數が相当伸びて参りまして、その動向いかんによって、各企業といいますか、産業界といいますか、そういうものも、消費生活といふものがどういうふうに変動していくか、それに応じてやはり産業の形態なり構造なりといふものを考えていかなければならぬ。従つてその意味では非常に参考になるわけであります。が、ある仕事と業界の利益といふものは非常に間接的、迂遠な関係にあるようなことになりますので、どうしても資金的に基礎がはつきりしないということで、やはりこういふものは、この前も参考人の方々がお述べになつておられるように、民間のこういう一部の利益とといふようなものから独立し、あるいは國の行政といふようなものからも一応独立をした公正、中立な研究機関、調査機関でなければいかぬじゃないか、またそりうるものをお望する声が、今言つたように民間方面からも、あるいは政府筋でもそういうものは賛同したわけでありま

改組して拡充をする——今言つたよろくな財政的基礎を確立する、それから事務的にもその内容を充実すべきじやないか、こういう議論が非常に強くなつて、政府の方でもそういうことであれば相当応援できるんじやないかということで、昨年の九月には実はわれわれの経済企画庁といたしまして、政府としても出資金を二億ぐらいは一つ応援しようじやないか、こういうことが政府といふか経済企画庁の方針としてきまつたのですから、そういうことであれば、これは特殊法人に移行することも頭の中に入れながら、民間の方にも広く呼びかけて、前の国民生活研究協会といふものは基礎が非常に貧弱でございましたので、それでは民間の方からも一億円程度の金は集められるんじゃないのか、しかし政府の方としても応援してもらいたいということを大体頭に置きながら、実は改組いたしました。その前には、前の経済企画庁長官をしておられました菅野先生が会長をしていろいろとめんどを見られたのですが、どうしてもやはりまたこの前の慶應義塾塾長の奥井復太郎さんが就任されて改組をしたといふことは、この間参考人としてお見えになりますが、どういふうにせよといふうなことを言つたのではなくて、やはり民間の研究所自体あるいはそれに対する民間各方面の要望といふものが期

せすしてそこに一つの力になつて現われてきた。そこで政府としてもそういうことであれば応援していくじやないかということを企画庁の方できあまして、予算を取るにはだいぶ長官以下苦労をされたのであります。が、大蔵省方面ではこういふような新しい特殊法人は認めないとこういうことで出資は最後まで止め続けたのでありますけれども、最後の開議においてとにかく一億円の出資を認めようなどということになりました。ものですから、これであればもうこの際思いつつ特種法人にして、そのかわり監督も相当徹底的にやるということの方が多いのじやないかといふことで、実は今度法律案を出しまして、御審議をお願いしておる次第であります。

○板川委員

ここに一つの力になつて現わ
。そこで政府としてもそ
れは応援していいじやな
ことを企画庁の方できあま
を取るのにはだいぶ長官以
れたのでありますが、大蔵
こういうよくな新しい特殊
ないということ出資は最
続けたのでありますけれど
開議においてとにかく一億
認めようといふことになり
ですから、これでればも
い切つて特殊法人にして、
監督も相当徹底的にやると
方がいいのじやないかとい
ましは今度法律案を出し
をお願いしておる次第であ

○中野(正)政府委員 実は、これはそういうことでなくして、この種の研究機関を政府機関としてやることは、どうも今までのいろいろなほどのそういう同種の機関等のあれを見ましても、なかなかうまくいかないのではないかということで、実は三十六年度の予算を作ると、御承知の約一千万円の、企画庁としては消費者行政に資するためのいろいろな資料が不足であるから、これをいろいろ民間に委託をして、研究してもらおうということで、企画庁としては三十六年度から取つて、本年度も大体同額取つておるわけです。そのときいろいろ議論はあつたのですが、政府機関としての国民生活研究所といふのは適当じゃないじやないかといふことは、企画庁としては最初からそうでございます。ただ、その當時新聞なんかに出ましたのは、政府が必要するに相当金を出してやらなければなりませんが、そのような報道がなされたのじやないか、そういう御印象を持たれたとすれば、そういうことじやないかと私は考えております。従つて、三十六年度に議論したときは、やはり民間の研究所として、一部の新聞で、政府機関としての研究所を企画庁は考へているのだといつたように、政府は何にもしなくて、調査委託費ぐらいではんとうに強力な対意見が、そういう主張が変わったのかどうか、その点お伺いいたしました。

今までにないような総合的な研究所が育つていくかなど、それはなかなかむずかしいのじゃないかということは、われわれも考えておりまして、その当時も、もし作るのであれば、政府は応援しなければいけない。しかし、応援する形はいろいろございまして、たとえばアジア経済研究所あたりは特殊法人で出資をしている。それと同時に相当額、一億数千万円じゃなからうかと思いますが、機関的な補助を——これは海外に特にいろいろ出張して調べいたしますので、そうなつてはいるのだろうと思いますが、補助金でやるか、あるいは機関補助金でやるか、あるいは出資金でやるか、何かの形で相当政府が応援しなければなりませんのじやないか、こういうことは考えておられます。しかし、機関の性格としては、今度特殊法人ということになつたのですが、特殊法人的なそぞらいう性格、民間からも、あるいは政府からも相当独立性を持つた機関の方が、財政的にうまく固まるし、それから人的にいい人を得る。それから運用についても比較的自主性というか、そういう点もとりいのじやないか。政府の研究所となると、ただ政府の育うことに従つて大体やるということに——どうしても公務員になりますから、そういうことになるわけですから、いろいろ制約があるというようなことをいろいろ考えて、民間機関であるが機関的な補助金をもららうか、あるいは出資金をもららうか、何かで政府が相当腰を入れて応援する形のものにしたいということは三十六年度のときから考えておつたわけあります。しかし、それじゃ政府が命令して作るのかというと、そうじやなく

て、民間の方でまず基礎を固めて、そ
れでそういうものが非常にいいとい
うことになれば、政府の方で補助金を出
すなり出資金を出すという形がいい
じゃないかというように変わってきた
というか、そういうことで最後は出資
金ということになって、出資金とい
ことになれば、特殊法人という例はほ
かにないわけがない。それでこれはい
ろいろ政府の中でも、政府が出資をし
て特殊法人というと、ごらんになると
わかると思いますが、えらいむずかし
い監督規定があるから、もう少し何と
かいい形はないかということでわれわ
れも研究したわけあります。しか
し、今まで特殊法人という形で出資し
ておると、相当政府の監督——仕事の
中身は相当自主的にできるわけあり
ますが、やはり法律でワクだけは縛る
という形のものでないと出資ができるな
いじきないか。政府が出資しておつ
て、国会の予算の審議だけで、あとは
適当に行政指導でやるなんということ
はこれはいかぬじきないかということ
の結論に達しまして、特殊法人とい
ることに最終的に決定したわけであります
す。

るに書いてある。そろして政府機関的な傾向を企画庁では希望しておつたのですね。ところが、それに対しても民間側では、こういう国民生活に関する調査研究機関は民間に置くべきだという主張で、民法による社団法人国民生活研究所の設立ということになつたんでしょうね。そうすると、この民間に置くべきだという主張は、政府からあまり監督規定でうるさいことを言われたくないといふのが去年の気持じやなかつたんですね。ところが、今度は特殊法人にすれば、御承知のように、この法案の中身はほとんどこれは監督規定ですが、これが詳しく盛られるようになつた。これでいいんだということで、民間側では問題がなくなつたのか。去年と逆だから、そういう点はどうなのがどういうことを私は聞きたいのです。どうも答弁は長いけれども、問題に触れないでの、その点について……。

間に出てなければ政府がやつても、たぬきだというような意味じゃなくて、民間もやるが政府も大いに応援してくれといふ意味の、結局程度の差はあります。が、特殊機関といいますか、特殊法人的なものでなければとも、先ほどから申しておるのように財政的も人的にも——アジ研の場合でもわざりますように、財政的に基礎が固まらないと、政府が出資してやるということではないと、いい研究者が安心して集まらないのです。そういうことは民間の方で非常によくわかつておりますから、それでぜひ政府の方も応援をしてくれと、こういうことで、たまたま両方の意見が同じような方向に行つた。それで企画庁としては乗り出したという、私が先ほど来御説明しておるようななとく、確かに先生にこのところを言われますと、この表現自身が、いかにも政府の方は政府機関でやる、民間は民間機関でやる、それと、妥協の産物じゃないか、妥協の産物にしては、いやに政府機関的な色彩が強いじゃないかということございますが、出資をするということに踏み切った以上は、やはりこの程度の監督規定といふもののは、ほかに出資した特殊機関から見て最小限度の規定になつておりますので、その点は御了解願いたい。それだからといって、民間の方で特殊法人にすることについて不満なんというものはない全然ございません。政府は非常にようやくつてくれる。これはなかなか消費者行政を本気でやつているなということは聞いておりますが、これは監督規定がやかましいからごめんこうむるなんということは、どこからも聞いたこととはございません。

○板川委員 そうすると、国民生活研究所の案内書の中にあったような問題點は、民間に置けというような声が強くて、この法律があつてもその声によつて反対があるといふようなことはない、解消している、こういうふうに解していいんですか。

○中野(正)政府委員 その通りに御了解願つて間違いないと思います。

○板川委員 それでは次に移りますが、先ほど局長は、社団法人国民生活研究所の事業内容と、新しい今度生まれる特殊法人の国民生活研究所とは、大体において同じような事業を行なつていくのだと、こういうふうにおっしゃられたのですが、大体同じようですか、変わりますか、その点一つ……。

○中野(正)政府委員 根本においては、どうか、大筋においては変わらないと思います。

○板川委員 大筋において変わらないということになると、少し問題の点もあるのですが、この社団法人国民生活研究所——現在あるやつですね。これの設立の過程を見ますと、政府の財界との話し合いでできたということになりますが、たとえば昭和三十四年政府、民間において国民生活の調査、研究を行なう総合研究機関がほしいといふ声になつてきた。そこで学界と業界などの有志が三十四年七月社団法人国民生活研究協会を創立した。その方になりますと、すべて財界と学界の有志で作られてきたんですね。それでこの問が二十名、ほとんど財界関係の者が多い。結局この社団法人の国民生活研

研究所といふのは、資金の関係もあるかもしれないけれども、国民生活を財界、産業界の立場から考へる、国民生活を研究して、それを産業界の参考資料にするというような建前から、社団法人国民生活研究所というものが作られて、運営されてきたと思うのです。だからそういう方向と、今度の特殊法人の国民生活研究所の方向が大して変わらないということは、私はこれは問題じゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

参りますが、しかし、社団法人の研究所ができたときのねらいは、将来特殊法人といふか、政府の相当応援した形の特殊機関になるということを頭に置きながらやつておったわけでありま

す。また金を出す方の側も、「一つの業種の団体とかなんとかいうようなもののがうんと金を出して、その業界に都合のいいような、その業界の特に参考になるような調査をやつてくれといふらうなことは全然要望もいたしておりませんし、そういう気持でやつておるのではなくて、一般的の経済界としても、先ほど御説明いたしましたように、やはり今後の国民の消費生活の内容はどうなるか、消費構造がどう変わつて行くか、消費生活の内容が向上する過程でどういう構造的な変化があるかといふことは、常にやはり注視をし、また研究の対象としても考えていかなければならぬものですから、そういう機関ができるのであれば大いに賛成であるといふことで少しずつ金を一般経済界から集めたといふことで、これは広く経済界に——もちろんそういうことはどうしても経團連が中心になつてやつてくれるこになつておりますが、そういう意味合いでございまして、そういうところから金が出たから前の社団法人と今度の特殊法人と非常に違うといふことはございません。また、今度の特殊法人でも、約一億円程度の民間の出資金といふものを予定をしておるわけでございます。そういう事情に相なつておるかと存じておる次第でございます。

○板川委員 社団法人の国民生活研究所と特殊法人の国民生活研究所、目的は同じですか。社団法人国民生活研

究所の定款の第二条に目的が書いてあります。この法律の第一条に目的が書かれていますが、同じと見ていいのであります。

○中野(正)政府委員 この定款がお手

元にあると思いますが、この目的に、

「この法人は、国民生活を調査・研究し

て、国民生活の向上と産業の発展に寄与するを目的とする。」といふように書いてございます。その次にいろいろ

事業が書いてございますが、これは、

所の方は、これは法律で規定をする関

係で、

「国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査、研究を行なう」ある

いは産業の発展というようなことは、

くとわかりますように、国民生活研究

所の方は、これは法律で規定をする関

係で、

一市町村にあるところは間違いありません。ところが、この「国民生活研究所」などといふ組織は、日本に一つしかないんですね。一つしかないものについて、用いてはならないという禁止規定を設けて、しかも四十一条によつてそういうものを使つておつた者には罰則を加えていますが、この「国民生活研究所」というのは、あちこち似たようなものがあるような気がするんですね。そういう似たようなものは現在どのくらいあるんですか。ありませんか。

○中野(正)政府委員 第九条の規定は、確かに先生御指摘のような気もしないわけじやございませんが、ただ今までできる特種法人の国民生活研究所といふものは、やはり相当広いといふか、公共性があるといふか、そういうことで研究所の信用を保護する、それから國務省の損害も防止するといふよ

うな意味合いで、普通の、たとえばアジア経済研究所であるとか、最近できた日本労働協会であるとか、そういう政府出資の機関については、この種研究機関であつても全部同じ規定がござります。それでここに入れているわけです。

それから、私の方の専門家の調べた――調査したわけじやございませんが、いろいろ聞いてたり何かした程度では、「国民生活研究所」という名前をつけたあれで、それですぐ迷惑を受けるところはないようないふんだけれど、それはそれでいいと思うんです。

次に、役員の問題で質問をしたいのですが、会長、所長、理事二名以内、監事二名以内を置くことが十一条に規定されておりますが、経済企画庁長官は、この法案が通つて発足するにあたつて、会長、所長、監事を指名することになつております。大体どういう者を指名しようとしておられるか、腹案があるんですか。

○中野(正)政府委員 役員のうちで、実は先ほど御説明いたしておりますように、社団法人国民生活研究所の仕事を全部今度は引き継ぐわけでござります。それから、かねて政府も相当応援するという態勢で、昨年の九月以来関係者も了解しておりますし、その後のいろいろな情勢を見ましても、現在のところ会長と所長でございますね、これについては、現在の社団法人の役員と同じ人を任命しても——これは私がそんなことは言えないんですが、事務的にわれわれが考えれば、そういうふうなことで、各方面でも同じような情勢にあるのではないかというふうに考えております。理事、監事については、別途また十分関係者と相談しまして決定するということに相なるのじやないかというふうに思います。

○板川委員 そうすると、現在の社団法人の会長がこれの会長になる、奥井さんが所長になるというような予定でおるのであります。

○中野(正)政府委員 大体そういうことになる予定に考えております。

○板川委員 十七条で、役員の兼職を禁止しておりますね。非常に制限しておるのですが、研究所の役員の兼職を禁止するとなると、相当な待遇をしなくちゃならぬと思うのですが、その待

遇はどりうい程度でしようか。
○中野(正)政府委員 それは、実はアジア経済研究所とか、それ以外にも農林省関係等にてきておるわけでござりますが、そういうもののとの関連、均衡といいますか、そういうあれもございまますし、それからこの研究所の財政的基礎も、まだ発足当初でござりますので、どつちかといたと、まだ研究の方に力を入れなければならぬような情勢もしばらく続きますので、そういう点も勘案いたしましてきたいといふふうに考えております。アジア経済研究所の場合は、たしか会長は無給で、それから所長は今東畑先生がやつておられます、これはもちろん俸給を差し上げておるわけであります、そういう形にアジ研の場合はなつておるようであります。そらいろよくな点もいろいろ参考にいたしまして、決定をいたしたいというふうに思います。

これは、御趣旨は当然おわかりのことと思いますが、たとえば所長なり会長がいろ資料を持つておる。個人的に所長の持つておる資料で、どうしてあるが要るので、それを研究所で賣おうという場合は、これはここに書いてあります研究所との相手の会長とむしろ監事が研究所を代表して会長個人なんですが、利益が相反するそういうような場合、そのときは今度は――こちらの会長で、向こうの会長人と交渉する、契約をする、こういう形になつていくわけでござります。そういうような場合だけなしに、たとえば研究所に対する訴訟について、研究所が、会長個人の行為であると言つて抗弁をするような場合、そういうのは実質的に両者の利益が相反する場合も含んでおるというような法律上の解釈になります。

の参考人の意見等によりましても、参与は学識経験者というもののうちから選ぶというが、なるほど学識経験があつても、実際に国民生活を研究するといふ点において感覚を欠く人もあるうと思うのです、といふので、参与のメンバーといふのが、この会の運営上非常に大きな方向を示すと思うのです。これは社団法人のときの理事五十名ないし八十五名以内の運営とは今度は違いますね。この参与にはどういうような、たとえば労働組合関係あるいは婦人代表、あるいは農協代表、あるいは生活協同組合の代表とか、そうした国民生活の相当部分を非常に真剣に担当して、そういう面から国民生活を守ろうとする代表なんかは当然この中にありますか。

こういう意味での所掌事務に密接な關係を有する関係機関の職員、これは実際にはアジア経済研究所あたりの例を挙げますと、関係省の事務次官といふことがあります。それから、アジア経済研究所は、実はこれは今言つた国民消費生活といつてあります。これはあまり多くわれわれはしたいとは思つておりますが、じやないものですから、参与は十五人で少ないのであります。それから、相当部分が関係行政機関の事務次官になつております。そういう意味で、消費者代表とか、そういう方面の学識経験者を相当入れたいということです。これはわれわれの方で主張しまして、アジア研の場合と違つて、二十名にふやしておるわけであります。そういうことになると思ひます。

言をし、参画していかなくちゃならぬといふと思うのです。そうでないと、事長や所長に一切まかしているといふ従来の運営では、せつから國が金をしてやつて、国民生活の基礎的な研究をやうらとう場合に、長い目で見ると間違いを起こすと思うのです。それは学識経験者の中から会長が任命するのですが、この中で学識経験者とちやならぬといふことでなく、学識を持っておつたり経験を持っておつたり、こういうふうに分離して解釈しないのですね。学識を絶対に持たなきよのうは、学識を持つておつたり経験を持つておつたり、こういうことに解釈しないのですか。ちょっとその点。

○中野(正)政府委員 今、先生の御指摘のようにわれわれも解釈をいたしました。

○板川委員 国民生活研究所に期待して、眞剣にこの成果を待とうといふ層の代表も、これは経験なり尊重して入れてもらわないと、関係省の事務官やあるいは一部の学識者だけ集まり、あるいは産業界の者だけ集まってしまう。これはせつから國民の税金出して、一生懸命基礎的な研究をしもいたしといふことに反しますから、それから二十二条で、研究の結果り成果なりを普及するというのですが、どういうふうな方法で普及され予定でありますか。たとえば総理府

（統計月報）のようないい、国民生活に関する統計、こういったものを月報的に出しますよな予定もありますか。

○中野(正)政府委員 定期的に機関誌を作つて、いろいろな資料をだれでも閲覧できるよなことにしたいと思つております。それ以外に経済の報告会とか講演会式なこともやろうといふうに思つております。そういうよな方法で成果を普及したいと思っております。

○板川委員 機関誌を発行するといふのですが、社団法人国民生活研究所では「産業と生活」というのを出しておられますね。この「産業と生活」のよくなものを出す予定ですか。

○中野(正)政府委員 これは従来のあれでございますが、今度は当然新しく、一応「国民生活研究」とか、そういうふうな題目の形のものに変わつていきました。こういうふうになると思います。

○板川委員 もちろん内容の方向も、新しい名前の方に向くなるわけですね。

次に四十条で違反行為をした場合には、「研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。」こういう罰則があります。これは関連した法案でも再々論議されておるのですが、研究所の役員が法律による届け出を怠つた場合とか、登記を怠つた場合とかいう場合に、役員が過料に処せられるのは、これは当然と思うのです。しかし、職員までが四十条によつて罰則を受けるということになると、多少問題があると思ふのですが、この一号から五号までのうちに、職員が過料の対象となる場合は、何号と何号ですか。

○中野(正)政府委員 この規定は、や

は役員につきましても、職員につきましても、一號から五號までの規定に反した場合は、もちろん行政罰であります。違反ということになつております。ただ具体的に、たとえばどういう場合があるか、今ちよつとなかなか想定はむずかしいのですが、実際にはやはり役員が責任者としてやつておるわけですから、そういう関係で、具体的な事例については、今御指摘になつたようなことで、もちろんこの規定は考えていかれるわけであります。職員は、この法律違反について全然何も規定がないというわけにはいかないのです、ほかの規定も全部そりやう立てとなっておりますので、そういう規定になつております。

は、私はならない項目だと思うのですが、それから第四号の「第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき」。これは業務上の余裕金を運用するということを職員がやるはずはない。職員にそういう権限はない。だから、こういうことで職員が罰則の対象にならぬじゃないか。そうすると、問題は三号と五号にひつかかるかと思うのですが、三号と五号の場合に、どういうことが予想されて職員までがこの罰則の対象になつておるのかといふことを、具体的に明らかにしておいてもらいたい、そういう意味で質問したのです。

○板川委員 私は、それはこうした处罚の対象に職員まで入れておけば間違いないと思うけれども、しかし、役員が当然責任を負うべきものに、こういった職員まで处罚の対象にすることには、どうかと思う。しかし、三号の場合は、第二十二条の「研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。」んだ。それで一、二、三、四、第二項というふうになつておつて、この国民生活研究所で行なうべき研究以外の問題で、勝手に職員が研究しておったというようなことになれば、これは第三号で、その業務以外の仕事を行なつたということで、处罚の対象になるのではないか、こう思うのです。

それから五号で、「第三十四条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。」これは経済企画庁長官がそういうことをやつてはいかないと、監督上必要な命令をした場合に、それに違反したということで、これは具体的に職員まで及ぶかもしません。しかし、そういうことがあるのかなどと実は思つておるので、それ以外の一、二、三なんかは、もちろん関係してない職員には関係ないだろう、こう思つて、職員がひつかかる場合はどことどこかということと、聞きたいと思つておつたのです。

るというの、これは三十条で「事業上の余裕金を運用してはならない。」ときまつておるわけですね。そういうふうに勝手に職員がそういうことをやるといふことは——實際にはそういうことはないと思いますが、絶対ないといふことも言えませんので、そういうことをしてはいかぬぞ。それから登記がおくれるといふようなことにについても、職員が、實際上法律でこういうことが規定してあるわけですから、それに違反をしたようなこと——しかし、そういうことをやらないで黙つておった職員の方が責任があるんぢやないか。具体的な事例としてはそういうことになると私は思います。しかし、絶対無とは言えないのです。こういう規定を入れて、少しやかましくしてあるといふと私は解釈しております。なお、その点は、私はちょっとそこまで具体的な例を――今までいろいろあつたような例等について、少し研究、検討をしてみたいと考えております。

政府も、れすか一個、れすか一個、円といつてはなんですが、出資をして、将來出資はさらに強化するにいるからと、これを全然政府の御用機関的にすべきじゃないと思う。この運営は、将来出資はさらに強化するにしても、一つ参与会を中心として自主的な運営にまかせて、その結果を国民生活の向上のために大いに利用する、こういうふうに運営してもらいたいと思うのです。産業界に片寄った従来の社団法人国民生活研究所から特殊法人になるについて、今度は官僚色を強めては、また別な危険があるわけですから、一つほんとうの国民のための国民生活研究所というふうに、そういう方向で運営してもらいたいという要望を付しまして、一応私の質問はこれで終わります。これについて次官の所見をお伺いします。

○菅政府委員 ただいま御要望がございましたが、仰せの通り社團法人当時の研究所の構成は、社團法人でござりますから、会員組織なものでございまますから、金を出して参加した人をなるべく優遇しなければなりません。そして、財界方面からよけいの出資をいたしておりますが、たゞおられます關係上、そういう人たちを出資者として、会員組織的な意味で、理事事をよけいこしらえて、目的も産業の発展というようなことを掲げざるを得なかつたような意味もあります。

のでは別にならぬでござります。それを設け、将來、定款には評議員会などを設けて、出資者が発言する機会は与えられますが、むしろ間接的になります。運営は理事が中心になる。しかも、参与会の意見を聞きながら運営するということですが、主となると思うのであります。そういう意味で、財界からの御出資も相当あります。今申しましたように、出資者の発言よりも、学識経験者を持つてする参与会の御発言の方が、運営においては重きをなす。そういう意味で、財團法人的運営の色彩が強くなつてくると思うのであります。運営においては、目的の項も国民生活の向上、安定一本にしばりました。機関誌の名前とか全体の運営も、国民生活の向上、安定に重点を置くことになります。つまり、もっぱらそれを目標にしていきたい。財界に牛耳られるようないきたい。財界に牛耳られるようなことは、十分心いたしたいと思ひます。政府出資があえまして、だんだん官憲的色彩が増すのではないかといふ御懸念につきましては、もちろん十分警戒感をして参りたいと存しておる次第でございます。

うことから、財界が政府出資を働きかけ、それに大きく期待をしておるところ。その他のうまくいかぬ。そういうものでは、資金的な問題研究所といふものでは、資金的な問題その他のうまくいかぬ。そういうのではなくて、うなづいて参りますと、今まで社団法人は、定款によつて、総会あるいは理事会といふことで、積極的にこれに参与し、発言をする機会が与えられておつた。ところが、今度は政府と同額のいうことで一億円の出資といふことになりますが、財團法人的な運営といふことになって参りますと、発言の機会が全く与えられない。ただ一つの運営機関と申しますか、審議機関である委員会というの、先ほど來の御答弁にもありましたように、これは各界各層から選任をして運営に当たつていこうということになつて参ります。従いまして、一億を出資する政府以外のいわゆる出資者といふものは、何かこの会の運営から全然浮き上がつてしまふところになるのじやないか。法的にはそれでいいとしても、現実的にうまくこれが運営されるのであるかどうか。どちらには、政府一億出資を働きかけた世界は、これで満足するのであるかどうか。これは実際面から考えてみなくてはならないと思う。そらあたりを、今までの話し合いの中に十分取り上げら

みますと、これは研究所の違反行為ですから、当然役員がその責任を負わなければならぬということになるかと思いますが、具体的なケースとしては、職員まで責任の追及をしなくてはならないという場合もあるかと考えまして、こうした規定を置いておるわけでございます。

○中野(正)政府委員 今確かに先生の御指摘がありましたが、三号、五号については、そういうことを勝手に職員が業界の委託で研究をやるとか、そういうことは法律違反ですかね。どうも、そういうことをやつた職員がおわかれますが、しかし四号あたりでも、業務上の余裕金を運用す

の資金よりも、政府の出資の方がウエートを増してきておる。そういう意味では、産業界重点の方向からそうでない方向へ移ってきておる、こういうことになると思うのですが、今度は、政府が出资したためにかえつて政府色、官僚色的になってしまふ、これまた別の意味で危険性があると思うのです。

して、今お話をのように、多少産業界の方面に一つの重点を置いておったようなにも思うのであります。今度特殊法人になりましたこの規定をこらんいただきました。どつちかなどと財団法人の色彩が強いのであります。出資者総会としましては、持ち分は持つておられますけれども、出資者総会といふ形

なつたのですが、政府の出資が億、政府以外の出資が一億、こういうことになつておるようです。また、先ほどの中野局長の答弁は、純粹の政府機関であるということは好ましくない、もしろ政府は応援という立場に立つて出資をする、こういうような答弁であつたように記憶いたします。そうちなり

れてきたと思うのであります。そうした経緯、それらに対する考え方を一志開いておきたいと思ふ。

○菅政府委員 さつき局長からお話を伺いたいと思います

あつたと思いますが、いずれ定款で評議員会を作りまして、出資者のお立場

も反映できるようにはいたしたいと思
いますが、しかし、財界方面、その他
出資をなさる方々は、実は今日までの
お話を過程でいきますと、あまりにだ
わておられません。むしろ財界の意
見を盛る意味において参与会などには
代表を出したいという御希望はござい

ますが、出資者としての発言をそろそろ強く要求されるような傾向はございませんで、むしろ政府の出資を強力にして運営をする、それに財界をつけるとい

うことで満足しておられるような今までの経験はないのです。

人選などにつきましては、各界の学識
経験者を開羅、これまで國系上、才界

新潟市を経営いたしました関係上 財界の代表もある程度加えなければならぬと思いまして、今の平議員は二、三

と思ひますし、今、の評議員会といふを
のも、ある程度出資の好意に報いるだ
けの二三はつ、一二はづこらへ思つ

のことはやむなけれはならぬと思つておりますが、それで一応御納得がい

くのじもないかと思へております。
○中村(重)委員 ただいまの御答弁の

通り、政府が応援するという立場よりも、むしろ財界が資金的にはこれを応

援するという形ですね、それが望ましいのじゃないか。先日の参考人の意見

でも、三者ともその点を強調されたと思うのです。ところが、そうなつて参

りますと、社団法人から今度の特殊法人に変えた目的、先ほど板川委員の質

問、国民生活の安定、向上ということを掘り下げて質問をし、むしろ消費者活動というものに重点を置いて、消費者

の生活を守っていく、向上させていく、そういうところにウエートを置いてべきじゃないかというような指摘、質問があつたわけですが、それに対して中野局長は、むしろ、私どもが聞いておりまして感じたことは、板川委員のそういう指摘に、なるほどそういうことが必要だなということで、気づいて答弁をしたというような感じすら与えられた。私は、少なくとも一億という出資をする。この出資は、当初は二億であつたのが、大蔵省との関係において一億に削減をされたということは、もつと、経済企画庁としては一億よりも二億あるいは三億というように出資をふやしていく。こういう積極的な考え方、国民研究所をより充実した、強化したものにしていきたいという考え方があつたのではないか。それならば、少なくともこの目的、從来の社団法人がこういう点がまずかったのだ、民間機関であったから、こういふことが大きな制約を受けておつた、少なくとも経済企画庁が考えておる国民研究所といふものはこういうことだけならないのだという積極的な面がなければならぬ。そういうことが、答弁の中にもむしろ進んでこれが明らかにされて、従つて、今までの運営よろしきを得なかつたことを、今度特殊法人国民党研究所においてこれを取り上げていればならぬ。そこには、経済企画庁が委託をして調査をしてもらうとか、あるいは幾つかの財界がこれに対してもうかるとかいう程度で、あつたわけですね。しかも、その研究というのは、経済企画庁が委託してお

るのは、若い世代のものの考え方、あるいは将来の消費はどういう形に動いていくのかという、将来を描き出すということだが、今までの調査委託の中に多く利用されておったんではないか。なるほど、そういうことも大切であると私は思う。非常に重要であると思うますけれども、現状分析ということことは、さらにこれは大切なことではないか。それならば、この特殊法人国民研究所の中においては、現在の高度成長政策の中における国民生活、消費生活にどういう影響を与えたか、あるいは貿易自由化が消費生活にもたらす影響であるとか、あるいは減税、社会保障といふものが国民生活にどう効果あらしめたのか、いろいろとそういう問題が私はあつらうかと思う。いわゆる将来を描き出すと同時に、現在の政府の施策が国民生活に及ぼしてくる問題点をどうこれを分析し、これを取り上げていくかといったような点が、消費者保護であり、消費者生活を安定させ、第一の目的である国民生活の安定、向上といふ積極面が生かされこなければならぬのじらないか。そういう面が、私は先ほど来の中野局長の答弁の中から感じ得ないわけなんです。それらの点に対してもうお考えになつておるのか。積極的に運営をしようといふ心がまえでといいますか、今までのこういう点がまずかったのだから、今度はこれをこう是正していくのだ、充実をしていくのだという点を、一つこの際明らかにしてもらいたい、こう思いました。

のではございません。早い話が、来年また要求もいたしまするし、次々と政府出資をあやしていきたいと考えておる次第でございます。確かに政府出資ができるまして、こういうふうなどつわかというと財團的運営が主軸になつて参りますと、従来よりも研究所の研究態度がより公正になるということは、期待できると思ひます。私は、どこかにもそういうふうに表明しておりますが、そういう心境を確かに持つております。社団法人當時も、財界の出資に多くおんぶしておるときは、やはり若干の気がねがなきにしあらずでござりますけれども、その点は、より公正になる立場をとり得る。従つて、そういう意味でも、政府出資を将来も根幹として進めたい、こう考えております。この点は御同感でございます。

なお、従来の調査につきましての御批判がございましたが、従来といえども、現状分析はやらぬことはないのでございまして、現状分析も相当やつてはおりました。同時に、その動向の調査といいますか、将来の見通しなどについても、ある程度のことをいたしましたが、今後は、御指摘のように、現状の分析については、より一そう力を入れたいと考えております。あわせまして、今申しましたように、将来の見通しなり動向と申しますと、どうしても将来のことを見なければなりませんから、そういうことをやるつもりでございますが、現状分析を怠るようならぬもりは毛頭ございません。一そاع力を入れたいと考えておりますから、これで御了解願いたいと思います。

考え方、将来を描き出す、同時に現状分析という二つの面を大きく取り上げてやっていくという運営で、しかも、その主軸は国民の消費生活を安定させ、より向上させていく。これがねらいであるということで了解いたしましたが、申し上げるまでもなく、今産業構造は非常に高度化しておる、生産も多様化して参つておるわけですが、この消費生活というものは、非常にアンバランスになつておると私は考えるわけです。この消費のアンバランスを是正していくこと、何をすればいいか、ほんとうに消費生活の向上、ひいては経済の発展と、いろいろなものも期待できない。せっかくこうした特殊法人として、國民研究所といらものができてくる。しかも、先ほどの中野局長の答弁から私どもが伺いますのは、いわゆる政府機関として監督、命令といふことで、單に政府の下請機関的なものではなくて、民間が何を望み、何を考えているか、十分それらの点を審議会の中に各界各層、いろいろな層の人に入つてもらつて、これの中において意見が出る、求められるというものを施策面に生かしていく、こういったようなことでござりますので、その点に対しても、十分一つ今の答弁をさらに積極的に発展させていく、こういうことで運営にあたつてもらいたいということを要望いたしまして、一応私のきょうの質問を打ち切ります。

考え方、将来を描き出す、同時に現状分析という二つの面を大きく取り上げてやっていくといふ運営で、しかも、その主軸は国民の消費生活を安定させ、より向上させていく。これがねらいであるということで了解いたしましたが、申し上げるまでもなく、今産業構造は非常に高度化しておる、生産も多様化して参つておるわけですが、この消費生活といふものは、非常にアンバランスになつておると私は考えるわけです。この消費のアンバランスを是正していくことなどでなければ、ほんとうに消費生活の向上、ひいては経済の発展といふものも期待できない。せつからくこうした特殊法人として、国民研究所といふものが出てくる。しかも、先ほどの中野局長の答弁から私どもが伺いますのは、いわゆる政府機関として監督命令といふことで、単に政府の下請機関的なものではなくて、これの中において意見が出る、求められるというものを施策面に生かしていく、こういったようなことでござりますので、その点に対しても、十分一つ今の答弁をさらに積極的に発展させていく、こうしたことで運営にあたつてもらいたいということを要望いたしまして、一応私のきょうの質問を打ち切ります。

第一頭第九尋

商工委員會議錄第十五號

昭和三十七年三月六日

物というのに重点を置いて、消費者

というのは、経済企画庁が委託してお

府出資は、これをもつて満足いたした

○中村(重)委員 大体今の政務次官の

で御了解願いたいと思います。

から、そういうことをやるつもりでござりますが、現状分析を怠るようになつたりは毛頭ございません。一そく力を入れたいと考えておりますから、これ

考え方、将来を描き出す、同時に現状分析という二つの面を大きく取り上げてやっていくといふ運営で、しかも、その主軸は国民の消費生活を安定させ、より向上させていく。これがねらいであるということで了解いたしましたが、申し上げるまでもなく、今産業構造は非常に高度化しておる、生産も多様化して参つておるわけですが、この消費生活といふものは、非常にアンバランスになつておると私は考えるわけです。この消費のアンバランスを是正していくということでなければ、ほんとうに消費生活の向上、ひいては経済の発展といふものも期待できない。せつかくこうした特殊法人として、国民研究所といふものができてくる。しかも、先ほどの中野局長の答弁から私どもが伺いますのは、いわゆる政府機関として監督、命令といふことで単に政府の下請機関的なものではなくて、民間が何を望み、何を考えているか、十分それらの点を参与会の中に各界各層、いろいろな層の人に入つてもらつて、これの中において意見が出る、求められるといふものを施策面に生かしていく、こういったよろなことでござりますので、その点に対しても、十分一つ今の答弁をさらに積極的に発展させていく、こうしたことで運営にあたつてもらいたいということを要望いたしまして、一応私のきょうの質問を打ち切ります。

本委員会において審査中の内閣提
出の問題を記載いたします。

卷之三

出、新産業都市建設促進法案及び井手
以誠君外十八名提出、産業と雇用の適
正配置に関する法律案について、地方
行政委員会、農林水産委員会、運輸委
員会及び建設委員会から、それぞれ連
合審査会を開会せられたいとの申し入
れがありました。

この際、この申し入れを受諾し、連
合審査会を開会することに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

また、社会労働委員会から両案につ
いて連合審査会開会の申し入れがあり
ました場合も、これを受諾し、連合審
査会を開会することと決するに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

なお、以上各委員会との連合審査会
の開会日時につきましては、委員長に
御一任願いたいと存じますが、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

次会は、明日午前十時より開会する
こととし、本日はこれにて散会いたし
ます。

午後零時三十一分散会